

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社会福祉法人
特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

1 目的 次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と生活の調和に資する環境づくりを進め、職員の心身の健康維持と職務意欲の向上を目指す

2 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日 までの 3 年間

3 内容

目標1： 育児休業及び子育てに関し、職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた管理職対象の研修を実施する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月 ~ 育児及び子育てに関する諸規定について、管理者対象研修の企画（案）を検討する。
- 平成 27 年 10 月 ~ 企画（案）を研修部会に提出し管理職対象研修を企画する。
- 平成 28 年 4 月 ~ 管理職研修を年間1回のペースで実施する。

目標2： 業務の見直しや業務効率化を図り、時間外労働削減のための対策を実施する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月 ~ 職員の所定外労働時間の現状を調査する。
- 平成 27 年 10 月 ~ 毎月1回開催の所長会で、職員の時間外労働の実態について聞き取り調査等を実施して、業務効率化の方策について検討し、まとめる。
- 平成 28 年 4 月 ~ 時間外労働の削減に向けて方策を実施し、変化を数値で公表する。

目標3： 年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- 平成 27 年 4 月 ~ 各施設職員の年次有給休暇取得についての実態を調査する。
- 平成 27 年 10 月 ~ 年次有給休暇取得のための計画的取得（義務）について、プロジェクトチームを結成し、具体策を検討する。
- 平成 28 年 4 月 ~ 年次有給休暇の取得のための具体策について各施設ごとに実施する。
- 平成 29 年 4 月 ~ 年次有給休暇の取得変化について数値にして所長会で公表する。